

奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第 4 0 号

奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 指定給水装置工事事業者（第 4 条—第 9 条）

第 3 章 給水装置工事主任技術者（第 1 0 条・第 1 1 条）

第 4 章 給水装置工事（第 1 2 条—第 1 5 条）

第 5 章 指定の取消し等（第 1 6 条・第 1 7 条）

第 6 章 雑則（第 1 8 条—第 2 1 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、指定給水装置工事事業者に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において使用する用語は、奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和 7 年 2 月条例第 3 5 号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

（業務処理の原則）

第 3 条 指定給水装置工事事業者は、法、施行令、水道法施行規則（昭和 3 2 年厚生省令第 4 5 号。以下「省令」という。）、条例、奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例施行規程（令和 7 年 3 月企業管理規程第 3 9 号）及びこの規程並びにこれらの規定に基づく企業長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

第 2 章 指定給水装置工事事業者

（指定の申請）

第 4 条 法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定給水装置工事事業者として指定を受けようとする者は、省令様式第 1 に定める申請書に次に掲げる事項を記載し、企業長に提出しなければならない。

（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏

名

- (2) 奈良県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和7年2月条例第7号）第3条第2項に規定する給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地
- (3) 第10条第1項の規定により事業所ごとに選任されることとなる給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号
- (4) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (5) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 省令様式第2に定める次条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し（指定の基準）

第5条 企業長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに、第10条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。

- ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- エ 水圧テストポンプ

- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- エ 第16条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する

者があるもの

(指定の更新)

第6条 第4条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(指定の更新の申請)

第7条 第4条及び第5条の規定は、前条第1項の指定の更新について準用する。

2 企業長は、前条第1項の更新の申請があったときは、指定給水装置工事事業者が第12条の給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認するための書面の提出を求めるものとする。

(指定給水装置工事事業者証の交付)

第8条 企業長は、第4条第1項の指定又は第6条第1項の更新を行ったときは、速やかに指定給水装置工事事業者に指定給水装置工事事業者証（第1号様式。以下「指定証」という。）を交付する。

2 指定給水装置工事事業者は、次条の規定により給水装置工事の事業の廃止を届け出たとき、又は第16条の規定により指定の取消しを受けたときは、指定証を企業長に返納しなければならない。

3 指定給水装置工事事業者は、次条の規定により給水装置工事の事業の休止を届け出たとき、又は第17条の規定により指定の効力の停止を受けたときは、指定証を企業長に提出しなければならない。

4 指定給水装置工事事業者は、指定証の記載事項に変更があったとき、又は指定証を汚損し、若しくは紛失したときは、指定証の再交付の申請をすることができる。

(変更の届出等)

第9条 指定給水装置工事事業者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を企業長に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地

- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 法人にあっては、役員の氏名
 - (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に省令様式第10に定める届出書に次に掲げる書類を添えて、企業長に提出しなければならない。
- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
 - (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、省令様式第2に定める第5条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書
- 3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に、省令様式第11に定める届出書を企業長に提出しなければならない。

第3章 給水装置工事主任技術者

(給水装置工事主任技術者の選任)

第10条 指定給水装置工事事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から2週間以内に、事業所ごとに主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定給水装置工事事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に、新たに主任技術者を選任しなければならない。
- 3 指定給水装置工事事業者は、前2項の規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に2以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるとときには、当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。
- 4 指定給水装置工事事業者は、主任技術者を選任したときは、省令様式第3に定める届出書により、遅滞なく、その旨を企業長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(給水装置工事主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第6条に規定する基準に適合していることの確認

(4) 給水装置工事に關し、企業長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 第12条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

第4章 給水装置工事

(事業の運営の基準)

第12条 指定給水装置工事事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

(1) 給水装置工事ごとに、第10条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

(3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ企業長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう当該工事を施行すること。

(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ しゅん工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(給水装置工事の条件の指示)

第13条 企業長は、前条第3号に規定する条件は、別に定めるところにより指示するものとする。

(給水装置工事主任技術者の立会い)

第14条 企業長は、指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事に關し、法第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事に關し第12条第1号の規定により指名された主任技術者又は当該給水装置工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第15条 企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事に關し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 指定の取消し等

(指定の取消し)

第16条 企業長は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- (3) 第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第10条の規定に違反したとき。
- (5) 第12条に規定する給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第14条の規定による企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 前条の規定による企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の効力の停止)

第17条 企業長は、指定給水装置工事事業者が前条各号のいずれかに該当する場合において、当該指定給水装置工事事業者にやむを得ないと認める事情があるときは、指定の取消しに替えて、別に定めるところにより第4条第1項の指定の効力を停止することができる。

第6章 雑則

(指定等の公示)

第18条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度これを公示するものとする。

- (1) 第4条第1項の指定をしたとき。
- (2) 第6条第1項の指定の更新をしたとき。
- (3) 第9条の規定による給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。
- (4) 第16条の規定により指定給水装置工事事業者の指定を取り消したとき。
- (5) 前条の規定により指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止したとき。

(指定給水装置工事事業者審査委員会)

第19条 企業長は、第16条の規定による指定の取消し及び第17条の規定による指定の効力の停止に関し、公正の確保及び透明性の向上を図るため、指定給水装置工事事業者審査委員会を設置する。

2 指定給水装置工事事業者審査委員会に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(講習会)

第20条 企業長は、給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定給水装置工事事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他団体が実施する講習会を推薦することができる。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に構成団体（奈良県広域水道企業団規約（令和6年11月1日総行市第130号）第2条に規定する構成団体をいう。以下同じ。）により法第16条の2第1項の指定を受けている者（構成団体において定

められていた指定給水装置工事事業者に関する規程（以下「構成団体規程」という。）の規定により当該指定の効力を停止されている者を含む。）は、企業団により同項の指定を受けたものとみなし、この規程を適用する。この場合において、当該指定を受けたものとみなされるものに係る指定の期間は、第6条第1項の規定にかかわらず、この規程の施行の日におけるその者に係る当該指定の有効期間の残存期間（複数の構成団体から指定を受けている場合は、最も長い残存期間）と同一の期間とする。

- 3 この規程の施行の際現に構成団体規程の規定により構成団体から交付されている法第16条の2第1項の指定を受けている旨の証書は、第8条第1項の規定により交付された指定証とみなす。

(第1号様式)

指定第 号

指定給水装置工事事業者証

事業者の名称

代表者氏名

上記の者を奈良県広域水道企業団
指定給水装置工事事業者として
指定する。

令和 年 月 日

有効期限 令和 年 月 日 までとする。

奈良県広域水道企業団企業長